

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

2024年1月31日

各位

山梨中央銀行にて無配当終身保険（死亡保険金額増加・I型）
～販売名称『みんなにやさしい終身保険』～の販売を開始



T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：森中 哉也）は、2024年2月1日より、株式会社山梨中央銀行（本社：山梨県甲府市、頭取：古屋 賀章）にて、『無配当終身保険（死亡保険金額増加・I型）～販売名称「みんなにやさしい終身保険」～』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

「みんなにやさしい終身保険」は、医師の診査や健康状態の告知なしで、最長95歳までご加入いただける一時払終身保険です。本商品の主な特徴は、別紙をご参照ください。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 販売商品

無配当終身保険（死亡保険金額増加・I型）
販売名称『みんなにやさしい終身保険』

2. 販売開始日

2024年2月1日

【無配当終身保険（死亡保険金額増加・I型）の販売代理店】（五十音順にて記載）

愛知銀行	大分銀行	岡崎信用金庫	熊本銀行	埼玉りそな銀行
佐賀銀行	静岡銀行	十八親和銀行	十六銀行	常陽銀行
大光銀行	千葉銀行	中京銀行	中国銀行	筑波銀行
徳島大正銀行	鳥取銀行	百十四銀行	福岡銀行	北洋銀行
みずほ信託銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行	武蔵野銀行	りそな銀行
山梨中央銀行				合計 26 代理店

※上記は2024年2月1日時点での販売金融機関等代理店を掲載しております。

以上

本件に関するお問い合わせ先

企画部 広報課 電話：03-6745-6808

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ




I 「みんなにやさしい終身保険」の主な特徴

Point1 健康告知なしで、最長95歳までお申込みいただけます。

- 職業について告知いただきますが、医師の診査や診断書のご提出等は必要ありません。

Point2 円貨コース・通貨分散コースからお選びいただけます。

- 円貨コースは、お客さまのご希望にあわせた2つのプランからお選びいただけます。
「のこせるプラン」：ご契約時から増加する死亡保険金額を円で安心してのこせます。
「生前贈与プラン」：最短2年から最長40年まで、生前贈与のプラン設定が可能です。
- 通貨分散コースは、「ふやす期待を高めたい」「安定感も保ちたい」など、お客さまのご希望にあわせた2つの連動通貨割合（外貨50%、外貨25%）をご用意しています。
また、基本保険金額が2,000万円以上の場合には高額割引が適用され、保険金額等を充実させることができます。

円貨コース 	通貨分散コース  +  
「安定感」や生前贈与の「効果」を求めるお客さまへ	「期待感」+「安定感」を求めるお客さまへ
<div data-bbox="248 1003 520 1216"> <p>のこせるプラン 円貨100%</p> <p>50歳～95歳</p> </div> <div data-bbox="539 1003 810 1216"> <p>生前贈与プラン 円貨100%</p> <p>50歳～95歳</p> </div>	<div data-bbox="991 1003 1262 1216"> <p>のこせるプラン 外貨50% 外貨25%</p> <p>50歳～95歳</p> </div>
(生存給付金支払移行特約付加)	

Point3 介護・認知症にそなえることができます。

- 「介護認知症年金支払移行特約」を活用することで、公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定された場合、解約払戻金の全部を原資として、介護認知症年金が受け取れます。
- 要介護状態や認知症になり、本人が預金の引出等を行なうことができないこともあります。「指定代理請求特約」を活用することで、そのような事態にそなえることができます。
- 「介護コンシェル」*をご活用いただくことで、人生100年時代の長く充実したお客さまの老後をサポートします。

* 「介護コンシェル」は株式会社インターネットインフィニティが提供するサービスです。ケアマネジャーの紹介や認知症予防ツールの提供等、個々の事情に応じた最適な介護・認知症サポートサービスを提供しています。

しくみ図 (イメージ)

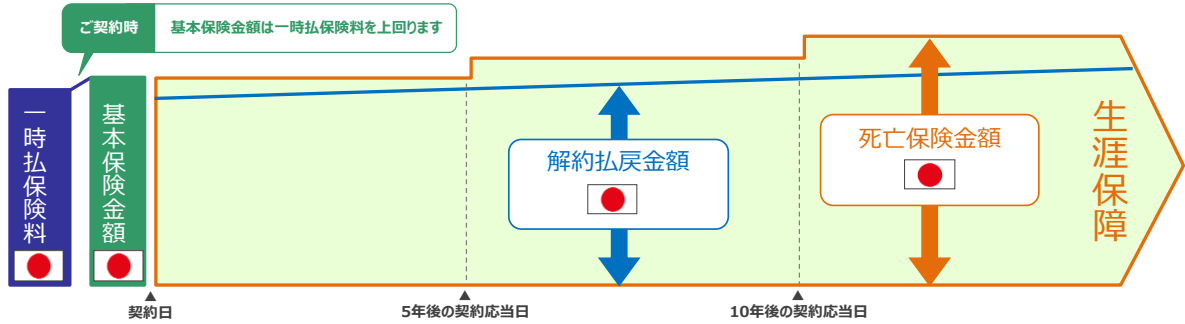
しくみ図は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

円貨コース

お客さまのご希望にあわせた2つのプランからお選びいただけます。

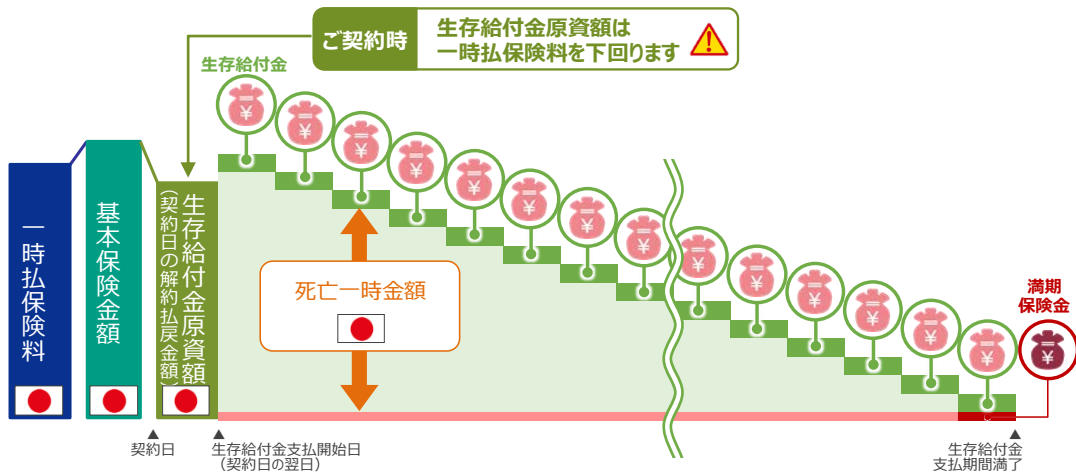
のこせるプラン 円貨100%

●ご契約時から増加する死亡保険金額を円で安心してのこせます。



生前贈与プラン 円貨100%

●ご契約時に生存給付金原資額、生存給付金額・満期保険金額が確定します。



生存給付金支払移行特約

■ご契約の翌日から贈与が可能です。

贈与開始時期（受取開始時期）	ご契約日の翌日 ^{*1}
受贈者（生存給付金受取人）の範囲	契約者・配偶者・ 親族（6親等内の血族および3親等内の姻族） ^{*2}
受贈者（生存給付金受取人）の人数	1名または複数名（ 最大8名 ）
贈与金額（生存給付金指定金額 ^{*3} ）	10万円以上
贈与期間（受取期間）	2年～40年 （1年きざみ）

*1 生存給付金支払期間と生存給付金支払開始日の被保険者の年齢の合計が106歳以上の場合、この特約を付加することができません。

*2 契約者と被保険者が異なる場合、生存給付金受取人は契約者または被保険者をご指定いただけます。

*3 生存給付金指定金額とは、第1回の生存給付金額をいいます。

■環境の変化に合わせて柔軟に変更が可能です。

贈与金額・
期間の変更

贈与人数・
の変更

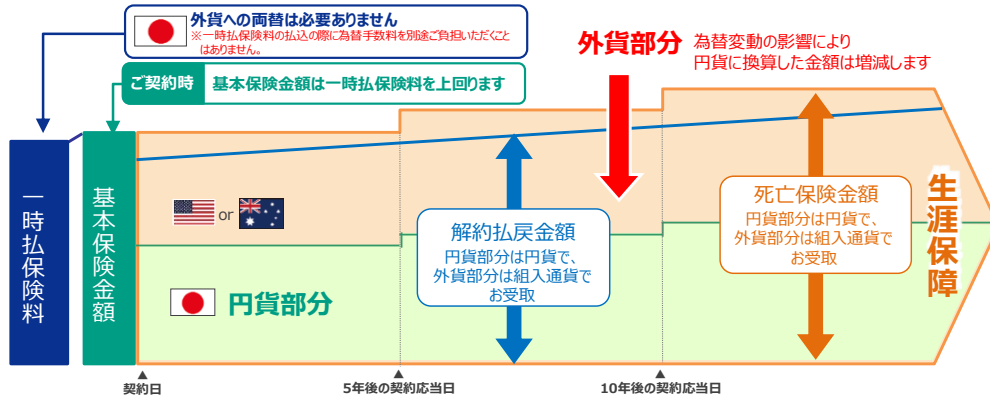
自分受取
への変更

通貨分散コース

お客さまのご希望にあわせた**連動通貨割合**をお選びいただけます。

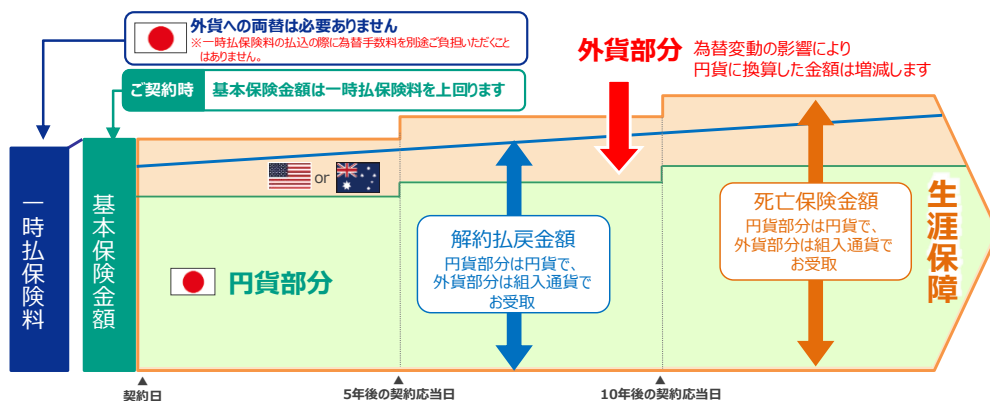
のこせるプラン 外貨50%

●外貨 50%の場合、外貨 25%よりも為替変動の影響が大きく、よりふやす期待が持てます。



のこせるプラン 外貨25%

●外貨 25%の場合、外貨 50%よりも為替変動の影響が小さく、より安定的な運用が期待できます。



※通貨分散コースのしくみ図は、外貨支払特約を付加し、円貨部分は円貨で、外貨部分は連動通貨でお受取りされる場合のイメージです。

※しくみ図について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

II 「みんなにやさしい終身保険」の取扱い

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	50歳～95歳	
一時払保険料(*1)	50歳～69歳	300万円～6億円(1万円単位)
	70歳～79歳	300万円～7億円(1万円単位)
	80歳～95歳	300万円～8億円(1万円単位)
保険料払込方法	一時払	
保険期間	終身	
市場価格調整	なし	
高額割引制度	あり(通貨分散コース、基本保険金額2,000万円以上でご契約の場合)	
告知	職業告知	
連動通貨組入特則(※)	ご契約時にこの特則を適用することにより、連動通貨をつぎの通貨および通貨割合より選択いただけます。	
	連動通貨	米ドルまたは豪ドル
	組入割合	円貨割合
		連動通貨割合
	50%	50%
	75%	25%
付加できる主な特約	生存給付金支払移行特約(*2)、外貨支払特約(*3)、 介護認知症年金支払移行特約(*4)、指定代理請求特約、 新遺族年金支払特約、年金支払移行特約(I型)	

(*1) 同一の被保険者について、この保険(既に参加されているこの保険を含みます)の契約日から10年後の契約応当日の死亡保険金額と、当社所定の他の保険の死亡保険金額等を通算して当社の定める金額を超えることはできません。

(*2) 円貨コースで契約時のみ付加できます。

(*3) 通貨分散コースのみ付加できます。

(*4) 円貨コースの生前贈与プランは付加することができません。

(注) この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約年齢、特則において、お取扱を一時休止する場合があります。

(※) 連動通貨組入特則を適用した場合に変更される主な取扱い

	連動通貨組入特則の適用あり	連動通貨組入特則の適用なし
死亡保険金額	基本保険金額にこの特則を適用した場合の当社の定める率と保険金額等算出係数を乗じた金額	基本保険金額に当社の定める率を乗じた金額
解約払戻金額	この特則を適用した場合の当社の定める方法に基づいて、経過した年月数により計算された金額に保険金額等算出係数を乗じた金額	当社の定める方法に基づいて、経過した年月数により計算された金額
保険金額等算出係数	円貨割合+連動通貨割合×為替変動率	/
為替変動率	$\frac{\text{連動日の対象となる為替レート}}{\text{契約日の対象となる為替レート}} \times 100 (\%)$	
対象となる為替レート	当社所定の金融機関が公示する各通貨の対顧客電信仲値(TTM)	
連動日	死亡保険金額 解約払戻金額	
	被保険者の死亡日 解約日(減額日)	

Ⅲ 「みんなにやさしい終身保険」の諸費用・リスク

◇この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	「ご契約の締結に必要な費用」「ご契約の維持等に必要な費用」「死亡保険金に関する費用」がかかります。これらの費用は被保険者の契約年齢等により異なるため、表示しておりません。
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	
外貨支払特約により保険金等を外貨でお受取になる場合	外貨の取扱に必要な費用	保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%の範囲内で定める率（*）

（*）年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に 1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。
 なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。
 また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

・ご契約から一定期間の解約払戻金額は、**一時払保険料を下回ります。**

■ 連動通貨組入特則を適用した場合は、以下にご注意ください。
 ・死亡保険金額（*）、解約払戻金額（*）は、対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

（*）外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った各金額を円貨に換算した金額と円貨で受け取った各金額の合計額。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

・本資料では連動通貨組入特則を適用するご契約を「通貨分散コース」、適用しないご契約を「円貨コース」として記載しております。